

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
7月18日
(火曜日)

目次

告示
道路の区域の変更(道路整備課).....一
道路の供用の開始(道路整備課).....一
公告
平成十八年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二
選管告示
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正.....三



山口県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年七月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 三二六号
道路の区域

道路の種類 県道
路線名 萩三隅線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祿市大嶺町東分字前田四三二の三 地先から 同市大嶺町東分字立通三七八の八地 先まで	最狭 一一・二 三三・〇	最狭 一一・二 四二・八	二八五・八	二八五・八	道路改良工 事の完了による。

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市大字御許町字御許町四六の一 地先から 同市大字樺字陣ヶ原二七八六の一 地先まで	最狭 一一・二 三九・四	最狭 一一・二 四二・八	二八五・八	二八五・八	起点の変更による。 一般国道二六二 号の道路の区域 (重用)

山口県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年七月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三二六号	美祿市大嶺町東分字前田四三二の三 地先から 同市大嶺町東分字立通三七八の八地先 まで	平成十八年七月十 九日



(三八六) 平成十八年度山口県補正予算の要領の公表

平成十八年六月山口県議会定例会で議決された平成十八年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成十八年七月十八日

山口県知事 二井 関成

平成18年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成18年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。
第1表 債務負担行為補正
追加

事項	期間	限度額
1 広域河川改修事業用地等先行取得に伴う山口県土地開発公社に対する交付金 (南若川)	平成18年度から平成22年度まで	480,000千円
2 緊急地方道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道徳山本郷線赤瀬トンネル)	平成18年度から平成19年度まで	1,200,000千円
3 橋りょう整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道490号十文字アケセ入橋上部工)	平成18年度から平成19年度まで	350,000千円

(三八七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号 第一号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成十八年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 環境奇兵隊
代表者の氏名 赤羽 潔

主たる事務所の所在地 山口市桜島三丁目二番一号
三 定款に記載された目的

山口県内の中小事業所の環境マネジメントシステムの構築への支援並びに初等教育機関及び中等教育機関並びに県民を対象とする環境教育に関する支援事業を行い、地球環境の保全に寄与すること。

(三八八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十八年九月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成十八年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人萩子どもセンター
代表者の氏名 石丸 智子

主たる事務所の所在地 萩市大字東田町五二番地



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「光市大和福祉会館 光市大字岩田二四七四 〃 三、三一」を

削り、「光市三輪福祉会館 〃 大字三輪九四〇の一」を

「光市三輪福祉会館 光市大字三輪九四〇の一」に改め、

「立野公会堂 〃 大字立野一二二七の一 〃 〃」を削る。

平成十八年七月十八日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）